

コスト別の交渉ノウハウ

価格根拠を上手に伝える

材料や副資材の高騰にともないメーカー・商社問わず、ユーザーに対し製品価格への転嫁していくことが大きな課題となっている。前号では中企業庁が公開している「価格交渉ノウハウ・ハンドブック」(以下、同ハンドブック)を参考に、下請法や独禁法の法令違反となる取引ケースを確認してきた。本稿では同書を参考に受注者向けの価格交渉ノウハウを確認していこう。

コスト上昇分を転嫁させる

価格根拠を上手に伝えよう。原材料価格、エネルギーコストなどの価格転嫁や発注者からの価格低減要請への対応に向けた交渉において、価格根拠を上手に伝える方法とが考えられる。

【ケース1】原材料価格、エネルギーコストや労務費などの上昇分を価格に転嫁したい場合: この場合は、原材料価格、エネルギーコスト、労務費などの値上がりに伴うコストの上昇分を価格に転嫁し、合理的な製

価格を設定する必要がある。具体的なノウハウは下記の通り。

①原材料コスト上昇の根拠を明確化するため、原材料の内訳を明確化し、その価格の推移表を作成する。②実際に負担したエネルギーコストを提示するため、電気料金の本体価格だけではなく、再生可能エネルギー

発電促進賦課金、燃料費調整額なども含めた電気料金全体のデータを電力会社から収集する。③外的要因によるコスト増加について、企業努力で対応可能な範囲を発注者に

説明し、製品価格の見直しを要請する。

②外的要因によるコスト増加について、企業努力で対応可能な範囲を発注者に

見てみよう。価格交渉に臨むにあたり、提示価格や取引先への評価について、発注者の視点を知ることほどで

△相手との取引関係を定める。①下請法が適用される取引か。②どのくらい相手との付き合い(取引期間)があるか。③決算書を相手に開示し、経営状況を把握されているか。④相手への依存度はどのくらいか。

△「提示価格」と「留保価格」を比較する。①下請法が適用される取引か。②自社が譲歩できる最低の価格「留保価格」はどのくらいか。

(次号に続く)

価格転嫁できている?

効果的な対案・代案を準備する

中小企業庁「価格交渉ノウハウ・ハンドブック」から

原価関連	【加工方法・材料変更】 より効率的な加工方法や廃棄量の少ない材料への変更を提案する、など
	【設計変更】 より少ない材料で製品が製造できる設計への変更(軽量化など)を依頼する、など
	【工程見直し】 現加工プロセスにおける無駄を省く提案を行う、など
	【廃棄物の有価物化】 加工プロセスで発生する廃棄物を販売できるようにすることの許可をもらう、など
	【省エネ化】 より効率的で環境負荷の少ないエネルギー利用の推進を認めもらう、など
	【材料費の変動反映依頼】 材料費の高騰分を売価に反映できるよう依頼する、など
人件費関連	【メンテナンスフリー化の提案】 納品後のメンテナンスが削減される仕様を提案する、など
	【サービス体制変更の提案】 過剰なサービス体制の変更を承諾してもらう、など
	【労務費の変動反映依頼】 労務費の上昇分を売価に反映することを承諾してもらう、など
物流費関連	【包装方法変更】 簡易包装化や包装単位の変更を依頼する、など
	【納品頻度変更】 納品頻度や納品数量単位を見直すよう依頼する、など
	【倉庫の変更】 より安価で必要十分な倉庫の利用、安価な自社倉庫の有償提供を認めてもらう、など
検査費用関連	【検査基準見直し】 不必要に厳しい検査基準の変更を提案する、など
	【検査方法の変更】 過剰な個別検査からロット検査への変更などを提案する、など
	【最小在庫オペレーションへの変更】 双方にとって在庫が最小化される発注計画運用を提案し、リードタイムを短縮させる、など
調達・管理費関連	【固定費の変動費化】 工程の外注化などを提案し、固定費の変動化への協力を仰ぐ、など
	【自社調達から材料支給へのシフト】 親事業者から製品の材料を支給してもらうよう依頼する、など
	【材料調達価格折衝への協力依頼】 より低単価で材料を購入できるよう、親事業者に協力を仰ぐ、など
その他	【不稼動金型への対応依頼】 稼動していない金型の管理費を削減するため、必要な対応を依頼する、など
	【支払条件の変更】 キャッシュフロー改善を目指し、支払サイトの短縮化を依頼する、など
	【保証期間短縮】 過剰に長期間となっている保証期間の短縮を依頼する、など

た金額は交渉の範囲を限

る方があるが、最初に提示された相手に先に提案されることは有利という見方もある。売買の交渉の場では相手に先に提案されることは有利という見方もあるが、最初に提示され

る。「いざ交渉を開始する」△交渉のテーブルを設定するよう要請しよう。△目標価格に近づけるよう交渉しよ。①事前に整理した情報を相手へ伝達する。②データを提示する。③目標価格を考慮した上で、目標価格を設定する。①交渉相手に提示する理想的な価格「提示価格」を確認するよう要請しよう。△「提示価格」と「留保価格」を確認する。①下請法が適用される取引か。②自社が譲歩できる最低の価格「留保価格」はどのくらいか。

△「提示価格」と「留保価格」を確認する。①下請法が適用される取引か。②自社が譲歩できる最低の価格「留保価格」はどのくらいか。

△相手との取引関係を定める。①下請法が適用される取引か。②どのくらい相手との付き合い(取引期間)があるか。③決算書を相手に開示し、経営状況を把握されているか。④相手への依存度はどのくらいか。

△「提示価格」と「留保価格」を確認する。①下請法が適用される取引か。②自社が譲歩できる最低の価格「留保価格」はどのくらいか。

△相手との取引関係を定める。①下請法が適用される取引か。②どのくらい相手との付き合い(取引期間)があるか。③決算書を相手に開示し、経営状況を把握されているか。④相手への依存度はどのくらいか。